

議案第51号

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に係る協議について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更に係る協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、特別区人事及び厚生事務組合規約を別紙のとおり変更することについて協議をする。

（提案理由）

特別区人事・厚生事務組合が共同処理する事務に、生活保護法に定める救護施設の設置及び管理に関する事務を加えることに伴い、同組合の規約の変更に係る協議をする必要がある。